

佐賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月四日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第四十九号

佐賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

佐賀県国民健康保険調整交付金条例（平成十七年佐賀県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「百分の七」を「百分の九」に改める。

第四条第一項中「七分の六」を「九分の六」に改め、同条第二項中「七分の」を「九分の三」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の佐賀県国民健康保険調整交付金条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る佐賀県国民健康保険調整交付金（以下「交付金」という。）について適用し、同日前の期間に係る交付金については、なお従前の例による。

3 平成二十四年度及び平成二十五年度における改正後の条例第二条の規定による交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、国民健康保険法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十八号）附則第三条第三項及び第四条第三項並びに国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の整備及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第三百三十二号）附則第四条第二項及び第五条第二項の規定を準用する。

佐賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(交付金の総額)</p> <p>第二条 交付金の総額は、法第七十二条第二項第一号に規定する算定対象額の百分の九に相当する額とする。</p> <p>(一種交付金及び二種交付金の総額)</p> <p>第四条 一種交付金の総額は、第二条に規定する交付金の総額の九分の六に相当する額とする。</p> <p>2 二種交付金の総額は、第二条に規定する交付金の総額の九分の三に相当する額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(交付金の総額)</p> <p>第二条 交付金の総額は、法第七十二条第二項第一号に規定する算定対象額の百分の七に相当する額とする。</p> <p>(一種交付金及び二種交付金の総額)</p> <p>第四条 一種交付金の総額は、第二条に規定する交付金の総額の七分の六に相当する額とする。</p> <p>2 二種交付金の総額は、第二条に規定する交付金の総額の七分の一に相当する額とする。</p> <p>3 略</p>